

門真市建築物等の適正管理に関する条例に係る緊急安全対策協力業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市建築物等の適正管理に関する条例（平成28年門真市条例第5号。以下「条例」という。）第10条及び第11条の規定に基づき、門真市が実施する緊急安全対策について、速やかに協力できる業者を登録することにより、迅速な対応が可能となり、もって、良好な住環境を確保し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急安全対策 条例第10条及び第11条の規定に基づき、危害防止のために行う必要最低限の措置をいう。
- (2) 緊急安全対策協力業者 緊急安全対策の協力を行おうとする意思を持つ業者であって、次条に定める要件を満たす業者として登録をするものをいう。

(登録要件)

第3条 自発的かつ迅速確実に協力する意思を持つ事業者のうち、次に定める要件を全て満たすものを緊急安全対策協力業者として登録する。

- (1) 本市の工事に係る建設工事入札参加資格者名簿に建築一式で、登録されていること。
- (2) 市内業者であること。
- (3) 緊急安全対策の実施依頼を受けた場合、速やかに現場到着できること。
- (4) 登録申請時を起算日として過去5年以内に都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に違反し、指導を受けていないこと。

(登録申請の方法)

第4条 登録申請の方法は、次のとおりとする。

- (1) 登録申請の受付の告知は、市のホームページに掲載し、行うものとする。
- (2) 登録の申請をしようとするものは、緊急安全対策協力業者登録申請書（様式第

1号)を市長へ提出するものとする。

(3) 市長は、提出された登録申請書により審査を行い、前条各号に掲げる登録要件に合致したものに、緊急安全対策協力業者登録証(様式第2号)を交付するものとする。

(4) 登録した緊急安全対策協力業者の名簿は、市のホームページにおいて公開するものとする。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期間は、登録時における本市の工事に係る建設工事入札参加資格者名簿の有効期間とする。

(緊急安全対策協力業者の役割)

第6条 緊急安全対策協力業者は、緊急安全対策の実施依頼に対し、速やかに対応するものとする。

(緊急安全対策の実施依頼の手続)

第7条 市長は、緊急安全対策協力業者に対し、緊急安全対策の実施を依頼するときは、緊急安全対策実施依頼書(様式第3号)により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で依頼し、緊急安全対策実施後、速やかに依頼書を作成し、相互に確認するものとする。

(緊急安全対策の実施)

第8条 緊急安全対策協力業者は、前条の規定による依頼があったときは、別に定める仕様書に基づき緊急安全対策を速やかに実施しなければならない。ただし、実施中に二次災害の危険が生じたとき又はそのおそれがあると判断したときは直ちに中断し、作業従事者及び付近住民への危険回避を行うとともに、まちづくり部建築指導課に連絡し、指示を仰がなければならない。

(費用の負担)

第9条 緊急安全対策に要した費用(以下「費用」という。)は、市が負担する。

2 費用の算出方法については、緊急安全対策実施時における当該地域の適正価格を基準として、協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求)

第10条 緊急安全対策協力業者は、緊急安全対策実施完了後、緊急安全対策完了届(様式第4号)に位置図及び記録写真を添えて費用を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がなされたときは、その内容を審査し、速やかに費用を支払うものとする。

(登録の取消し及び変更)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急安全対策協力業者登録取消通知書（様式第5号）により登録を取り消すものとする。

(1) 複数回連続して緊急安全対策の実施依頼に応じられないとき。

(2) 第3条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

2 緊急安全対策協力業者は、登録内容に変更が生じたとき又は登録の廃止を希望するときは、緊急安全対策協力業者登録変更・廃止届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(細目)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。